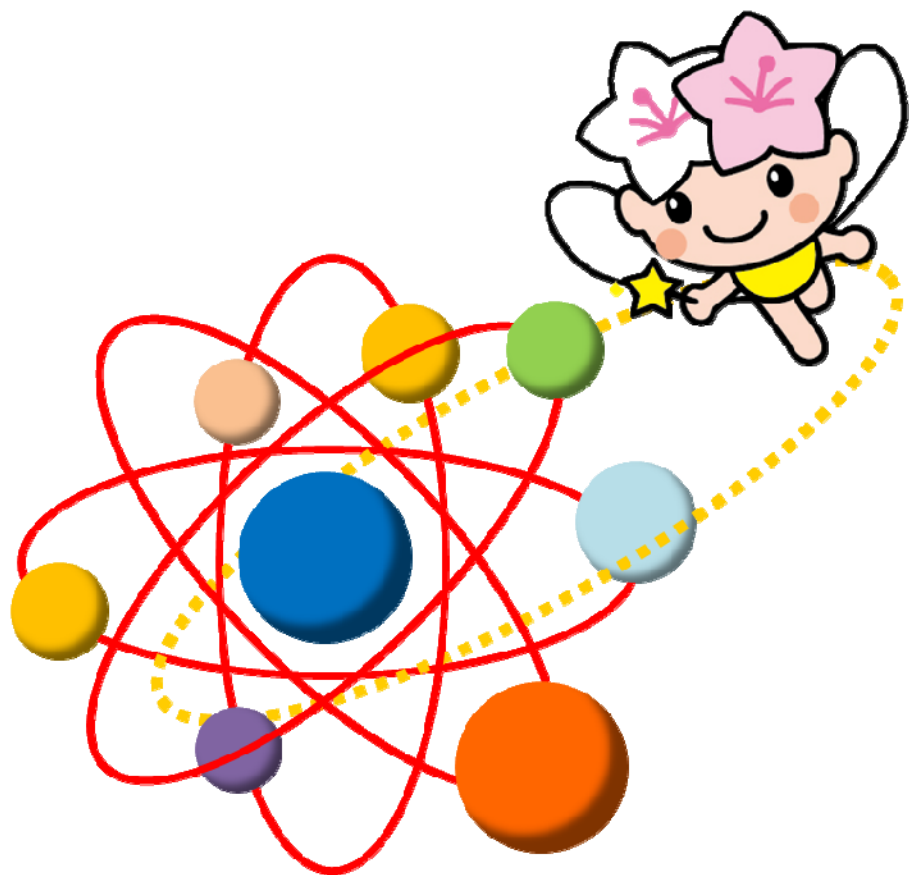


第5次宇都宮市行政改革大綱



平成27年3月

宇 都 宮 市

◎はじめに

行政改革は、単に「歳出の削減」のみを目指すものではありません。

常に変化する市民ニーズや社会経済環境に、的確かつ迅速に対応していくため、「最少の経費で最大の効果」を目指し、現行の行政サービスや仕事の進め方等を絶えず見直すものです。

現在、我が国においては、人口減少、少子・超高齢化の進行により、社会全体が「縮小局面」を迎えることが危惧されており、宇都宮市においても、これまで増加を続けてきた人口が、今後5年間で減少局面を迎えることが見込まれるなど、社会構造の「一大転換」を迎えます。

そのような中、「うつのみやの持続的な発展」を支えていくためには、多様な担い手との連携や外部資源の有効活用に取り組みながら、「うつのみやの輝かしい未来」を見据え、優先的・重点的に取り組むべき施策・事業を選りすぐり、経営資源を集中的に投入していくことが、より一層求められます。

そのためには、職員一人一人が、常に「市民が求めていることは何か」、「市民のために、よりよいサービスが提供できないか」ということを考え、日常における業務の見直し・改善に積極的に取り組むことはもとより、市民や事業者、地域活動団体、NPO法人など、多様な主体や人材、それらの持つノウハウなど、あらゆる資源や活動の活性化・連携強化に向けた支援や仕組みづくりに、これまで以上に取り組むことが重要です。

宇都宮市を取り巻く社会経済環境が大きく変化する今こそ、「行政改革」を「うつのみやの更なる発展を支えるもの」と改めて定義し、全市・全庁を挙げて、より一層の行政改革に取り組んでいくため、「第5次行政改革大綱」を策定するものです。



— 目 次 —

第1章 策定の趣旨

- 1 これまでの行政改革の取組と成果・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 宇都宮市を取り巻く社会経済環境の変化・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 今後の行政改革の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 新たな大綱策定の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 大綱の基本的事項

- 1 位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 改革の基本的な考え方，基本目標・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 改革の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3章 改革の「柱」と主な取組

- 1 事務事業の継続的改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 市民活力の最大化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 行政経営基盤の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 公有財産の適正管理（マネジメント）の推進・・・・・・・・・・ 13

第4章 大綱の着実な推進に向けて

- 1 「行革プラン」の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

資料編

- 1 第5次行政改革大綱策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 行政改革大綱策定懇談会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第1章 策定の趣旨

1 これまでの行政改革の取組と成果

宇都宮市では、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）に掲げる「住民の福祉の増進」に向け、「最少の経費で最大の効果」を上げる行政経営を確立するため、平成7年度に策定した「（第1次）宇都宮市行政改革大綱」から、4次にわたる行政改革に継続的に取り組んできました。

第1次行政改革では、「行政のスリム化」に最優先に取り組み、第2次行政改革では、「市民と行政の新たな関係づくり」と「行政の自己改革」を「柱」とする取組を進めました。

続く第3次行政改革では、自らの判断と責任で、自律的に行動する「経営」という発想・考え方を新たに取り入れ、市民と行政とが対等の関係で課題の解決を目指す「市民協働」と、行政サービスの質の向上を目指す「成果重視」という2つの視点から、市政全般の改革に取り組みました。

さらに、平成22年3月に策定した「第4次宇都宮市行政改革大綱」（平成22～26年度）では、『「共創¹」と「選択・集中」による持続可能なまちづくりへの基盤の強化』を基本目標に掲げ、それまで取り組んできた「市民と共に進めるまちづくり」と「経営資源の選択と集中」に、より積極的に取り組んできました。

この第4次行政改革の取組を通じて、地域の特性に応じた目指すべき姿の実現に向け、地域自らが策定・推進する「地域まちづくり計画」の策定の進展や、新たに設置した「まちづくりセンター（まちぴあ）」を拠点として、地域活動団体、NPO法人、事業者

【これまでの行政改革の主な取組】

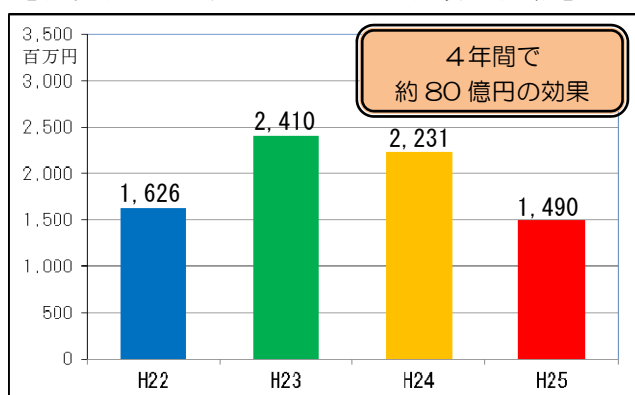
取組期間等	概 要	主な取組
第1次行政改革 (平成7～10年度)	行政のスリム化を最優先の課題とした取組を推進	・中核市への移行 ・食肉地方卸売市場の民間移管 ・行政手続条例の制定 ・民間委託の推進（ごみ収集運搬業務等） など
第2次行政改革 (平成11～14年度)	「市民と行政の新たな関係づくり」、 「行政の自己改革」を「柱」とした 取組を推進	・行政評価制度の導入 ・本庁窓口の受付時間の延長 ・市営競馬事業からの撤退 ・ISO14001の認証取得 など
第3次行政改革 (平成15～21年度)	「市民との協働の推進」、「成果重視 の行政経営」を「柱」とした取組 を推進	・自治基本条例の制定 ・「もったいない運動」の推進 ・指定管理者制度の導入 ・ESCO事業の導入（市本庁舎） など
第4次行政改革 (平成22～26年度)	「市民の力の発揮」、「事業等の徹底 した検証」、「効率的な執行体制の 確立」、「健全な財政構造の確立」 を「柱」とした取組を推進	・窓口サービスの向上 ・指定管理者制度の推進 ・事業の再編・統廃合の推進 ・公共施設等の適正保有、効果的な利活用の推進 など

※ 文中の番号を付した用語（共創¹など）については、用語集（20ページ）を参照してください。

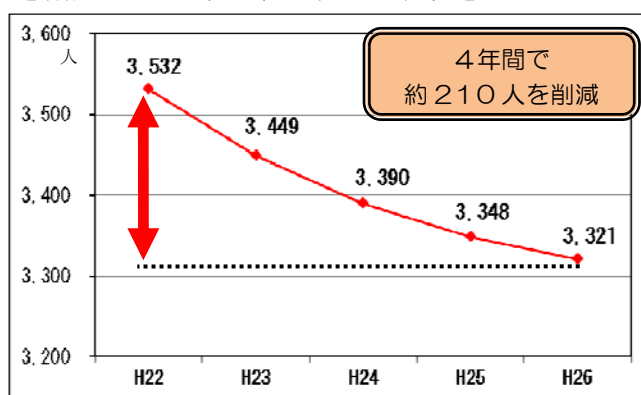
等の様々なまちづくり活動主体の連携が促進されるなど、「多様な主体によるまちづくり活動の活性化」が図られるとともに、市立保育園や老人ホームの民営化、上河内地域交流館や南・河内図書館などへの指定管理者制度²の導入などによる「民間のノウハウや創意工夫を活用した市民サービスの向上、経費の縮減」を実現してきました。

また、第4次行政改革の期間である平成22年度からの4年間で、約80億円の経費と約210人の職員を削減し、その成果を必要性やニーズの高い施策・事業へ優先的・重点的に配分することで「市民満足の向上」に継続的に取り組んできました。

【経費削減・収入増加の効果額の推移】



【職員数の推移（各年度当初）】



※H26年度の職員数には「フルタイム再任用」の職員を含む。

【第4次行政改革の取組期間における主な新規・拡充事業】

新規・拡充事業	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
◆保健・医療サービスの質を高める					
予防接種費用助成	→	ヒブワクチン等助成開始	→	高齢者肺炎球菌助成開始	→
◆高齢期の生活を充実する					
高齢者外出支援事業（バスカード等購入助成）	→	→	市窓口における交付開始	→	→
◆障がいのある人の生活を充実する					
重度心身障がい者医療費助成	→	現物給付開始	→	→	→
◆愛情豊かに子どもたちを育む					
私立保育園等の整備促進	拡充	→	→	→	→
◆日常生活の安心感を高める					
防犯灯設置等補助金	→	→	→	LEDに係る加算開始	→
◆危機への備え・対応力を高める					
防災行政無線（MCA無線）の配備による連絡体制の強化	→	配備拡充	→	全避難所への配備	→
◆円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する					
地域内交通の充実	拡充（4路線運行）	→（6路線運行）	→（8路線運行）	→（11路線運行）	→（12路線運行予定）

※「◆」は、「第5次総合計画後期基本計画」における基本施策名（25施策）

※地域内交通の運行路線には試験運行も含む。

2 宇都宮市を取り巻く社会経済環境の変化

宇都宮市を取り巻く社会経済環境は、現在も大きく変化しており、さらに、今後5年間で人口減少局面を迎えるとともに、団塊世代が後期高齢者になる、いわゆる「2025年問題」³を目前に控え、少子・超高齢化の一層の進行が見込まれるなど、社会構造の「一大転換」が見込まれます。

(1) 人口減少社会の到来、少子・高齢化の進行

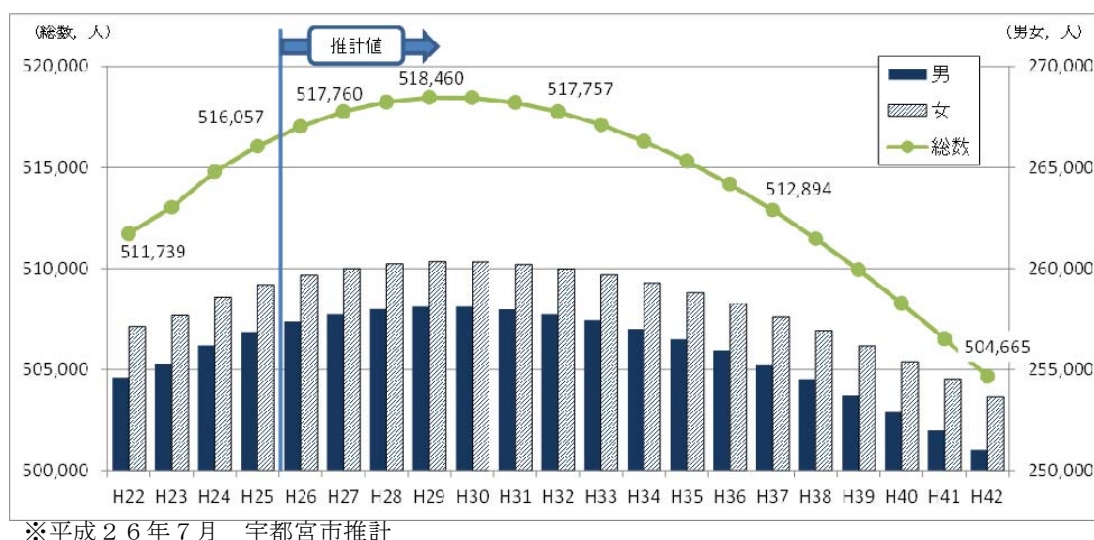
宇都宮市の推計人口は、平成29年の518,460人をピークとして、平成30年に減少傾向に転じることが見込まれます。その後、平成32年まで緩やかに人口が減少したのち、減少が加速し、平成42年には、504,665人になるものと推計されます。

さらに、年齢区分別人口では、年少人口（0～14歳）が、平成32年には6万人台へと減少し、平成42年に56,440人まで減少するものと推計されるとともに、老年人口（65歳以上）は、平成42年に146,302人となるなど、少子・高齢化の急激な進行が見込まれます。

これらのことにより、将来的な労働力人口（生産年齢人口）の減少に伴う市税等の減少や、医療、介護などの社会保障関係経費の増大が見込まれる一方で、豊富な知識・経験、社会への貢献意欲を持った高齢者が増加することが見込まれます。

さらに、様々な行政サービスを利用する方の数や年齢層にも変化が見込まれるとともに、今後更に存在感を増す高齢者が、いつまでも健康で快適に暮らすことができ、活躍できる環境づくりや、次世代に向けた「子育て・子育て環境」の充実がより一層求められるなど、行政サービスに対するニーズも変化していくことが見込まれます。

【宇都宮市の総人口の推移】



【年齢区分別人口の推移】

区 分	実数		推計値				H25とH42 の比較
	H22 (2010)	H25 (2013)	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	
総 数	511,739	516,057	517,760	517,757	512,894	504,665	▲ 11,392
年少人口（0～14歳）	72,851	71,430	70,762	66,863	61,831	56,440	▲ 14,990
割 合	14.2 %	13.8 %	13.7 %	12.9 %	12.1 %	11.2 %	▲ 2.7 %
生産年齢人口（15～64歳）	337,975	331,823	324,771	315,363	309,339	301,923	▲ 29,900
割 合	66.0 %	64.3 %	62.7 %	60.9 %	60.3 %	59.8 %	▲ 4.5 %
老年人口（65歳以上）	100,913	112,803	122,227	135,531	141,724	146,302	+33,499
割 合	19.7 %	21.9 %	23.6 %	26.2 %	27.6 %	29.0 %	+7.1 %

※平成26年7月 宇都宮市推計

(2) ライフスタイルの多様化や、家族、地域の変容

市民のライフスタイルの多様化に伴い、本市では、単身世帯の割合や未婚率が増加傾向にあるとともに、家族や地域との関わりにも変化が生じています。

こうしたことにより、これまで相互に支え合うことで、様々な社会的課題に対応してきた地縁・血縁関係や地域コミュニティにも変化が生じ、将来的には活力の低下などが懸念されます。

(3) 公共施設の老朽化

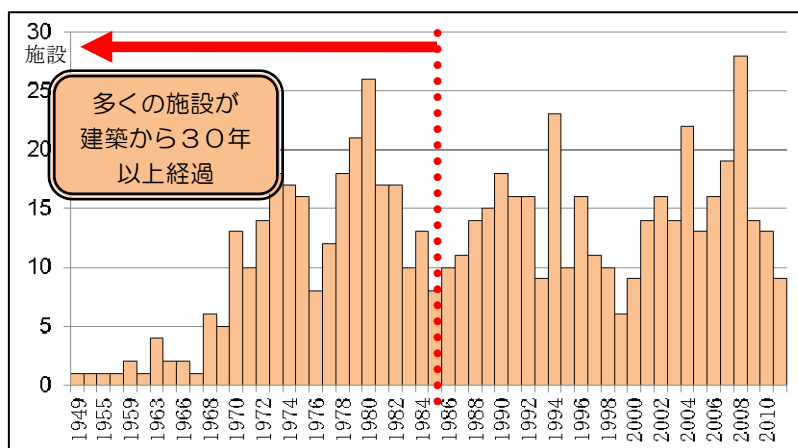
市が保有する公共施設やインフラ（道路、橋りょうなど）は、その多くが高度経済成長期に建設されたものであり、建設から30年間以上が経過しています。

こうした公共施設等の老朽化に伴い、その維持・更新費用は、今後更に増大し、将来的に大きな財政負担になることが懸念されます。

人口減少など、社会構造が大きく変化する中、利用者のニーズや、民間、他の自治体などとの役割分担も踏まえ

ながら、将来のまちづくりを見据えた「施設の適正配置」や「施設の集約化・多機能化」、施設の長寿命化や民間活力の導入による「ライフサイクルコスト⁴の低廉化・平準化」に取り組む必要性は、今後更に高まってくることが見込まれます。

【公共施設の建設数の推移】



※出典：宇都宮市ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン
中間とりまとめ（平成26年3月）

(4) 地方分権改革の進展

国においては、地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生する「地方創生」⁵に向け、関係法令の整備や担当大臣の設置、新たな広域連携⁶の仕組みである「地方中枢拠点都市」⁷の創設など、政府を挙げて取り組んでいるところであり、「地方分権改革」は、「その中核をなす重要な改革」と位置付けられています。

これまでの二期にわたる「地方分権改革」では、法令に基づく「事務・権限の移譲」⁸や、いわゆる「義務付け・枠付け」の見直し⁹などが進められてきたところですが、今後は、地域の「提案」に基づく改革を進めることとされております。

このようなことから、意欲ある「地方」が、地域の特性に即した課題の解決を図ることを目指し、自らの創意工夫を積極的に発揮することがより一層求められているところであり、自主性・自立性の高い行政運営に対する要請は一層高まっています。

(5) 行政改革の取組の進展等

本市では、「民間でできることは民間に」を基本として、公立保育園や軽費・養護老人ホームなどの公共サービスの民間移管、ごみ収集運搬業務や学校給食調理などの外部委託など、「民間活力の活用」を積極的に進めてきました。

また、「市民協働」を積極的に進めてきたことにより、地域の防犯灯の維持管理や、デマンドタクシーなどの「地域内交通」の運営、「地域コミュニティセンター」の管理運営など、地域に身近なサービスを地域住民自らが主体的に担っています。

このようなことに伴い、市の職員の役割は、直接的な「サービスの提供」から、政策実現に向けた「企画・コーディネート」の比重が増加し、徐々に変質しつつあるとともに、その担い手である職員自身にも、人数や年齢構成の変化、任用形態の多様化¹⁰など、様々な変化が生じているところであり、市には、これらの変化に的確に対応していくことが求められます。

3 今後の行政改革の課題

宇都宮市では、これまでの4次にわたる行政改革で、「市民重視の行政経営」を基本として、「市民と共に進めるまちづくり」と「経営資源の選択と集中」に継続的に取り組み、「多様な主体によるまちづくり活動の活性化」や「民間のノウハウや創意工夫を活用した市民サービスの向上、経費の縮減」を実現するとともに、行政改革の取組により生み出した経営資源を、必要性やニーズの高い施策・事業へ優先的・重点的に配分することで、継続的な市民サービスの向上を図ってきました。

このことを踏まえ、「うつのみやの持続的な発展」に向け、引き続き、「市民重視の行政経営」を基本に、継続的に市民サービスの向上を図っていくためには、これまで取り組んできた「市民と共に進めるまちづくり」や「経営資源の選択と集中」をより一層発展・深化させていくことが必要です。

さらに今後は、人口減少、少子・超高齢化などの社会構造の「一大転換」を目前に控え、それに伴う行政サービスの需要や財政環境の変化、これまでの行政改革の取組の進展などによる市自らの内部変化等に的確に対応した行政経営へ転換していくことが強く求められます。

4 新たな大綱策定の必要性

これらのことを踏まえ、「うつのみやの持続的な発展」を支え、自治体経営を取り巻く様々な変化やリスクに、引き続き的確に対応できる「市民重視の行政経営」の確立に向けた行政改革をより一層推進していくことを目的として、「第5次宇都宮市行政改革大綱」を策定するものです。

第2章 大綱の基本的事項

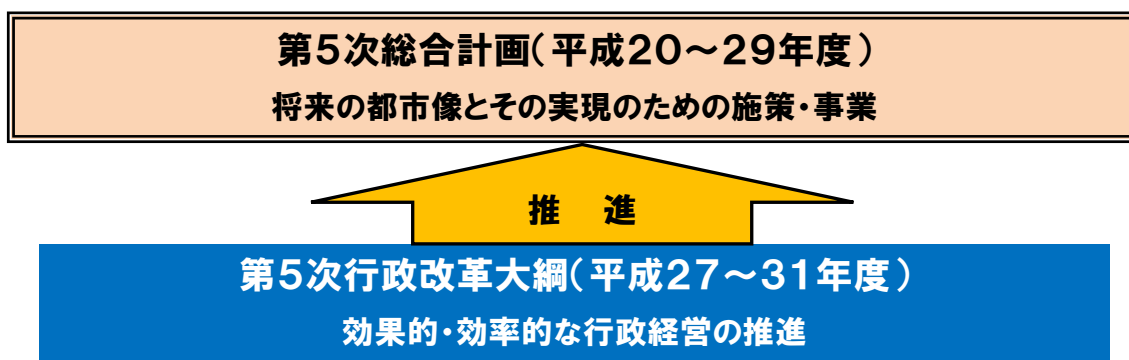
1 位置付け

「第5次宇都宮市行政改革大綱」（以下、「大綱」といいます。）は、「第5次宇都宮市総合計画」に掲げる都市像の実現に向けた施策・事業を展開するための基本となる効果的・効率的な行政経営の推進に向けた行政改革の考え方・在り方を示すものです。

2 推進期間

平成27年度から31年度までの5年間とします。

【「第5次総合計画」と大綱の関係】



3 改革の基本的な考え方、基本目標

人口減少、少子・超高齢化など、本市がこれまでに経験のない社会構造の変化を迎えようとする中、「うつのみやの持続的な発展」は、行政の力だけでは実現できません。

このようなことから、今後の人口減少社会に対応する「まちづくりの好循環」の創出を目指し、「ネットワーク型コンパクトシティ」¹¹の形成を見据えながら、多様な主体や人材、それらの持つノウハウなど、あらゆる資源や活動の活性化・連携強化にこれまで以上に取り組み、共に「うつのみやの持続的な発展」を支えていくことを目指し、基本的な考え方、基本目標を次のとおり設定します。

【基本的な考え方】

- 「住民の福祉の増進」に向けた「市民重視の行政経営」を基本として、今後の人口減少社会に対応する「まちづくりの好循環」の創出を目指し、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を見据えながら、これまでの4次にわたる行政改革で継続的に取り組んできた「市民と共に進めるまちづくり」と「経営資源の選択と集中」をより一層推進します。
- 特に、本市の人材、資金、施設などの更なる有効活用に取り組むことに加え、民間も含めた「うつのみやの持つ社会資源全体」を視野に入れ、それらが相互に交流し連携し合うネットワークの「核」としての役割を市が担い、うつのみやの持続的な発展に向け、市民と行政が、情報を共有し、改革の「努力」も「成果」も分かち合いながら、取組を推進します。
- これらの取組により、時代に対応した行政サービスへの再構築と、それらを支える財政基盤、執行体制の構築を推進します。

【基本目標】

将来を見据えた最適な行政サービスの確立
～人や地域、活動をつなぐ「ネットワーク」で築く、よいサービス～

4 改革の「方向性」

基本目標「将来を見据えた最適な行政サービスの確立 ～人や地域、活動をつなぐ「ネットワーク」で築く、よりよいサービス～」の実現に向け、今後の行政改革で取り組むべき3つの「方向性」を定めます。

(1) よりよいサービス ～ 市民満足の更なる向上 ～

「効率的で信頼性の高い行政サービス」の提供に引き続き取り組むとともに、「既存事業の再構築」と「経営資源の再配分」に不断に取り組み、市民ニーズや社会経済環境の変化に対応した「よりよい行政サービス」を継続的に提供していくことで、「市民満足の向上」を図ることをより一層意識した取組を推進します。



(2) みんなでまちづくり ～ 共に創る「共創」の更なる推進 ～

限られた経営資源で、高度化・多様化する公共的な課題に的確に対応し、引き続き市民サービスの維持・向上に取り組んでいくため、活躍の場を広げる市民、地域活動団体、NPO法人、事業者等や、近隣自治体と「パートナー」として、まちづくりの課題や目指すべき姿を共有し、それぞれの特性や能力を発揮することで、相互理解と互恵関係、適切な役割分担に基づく「みんなでまちづくり」を推進します。

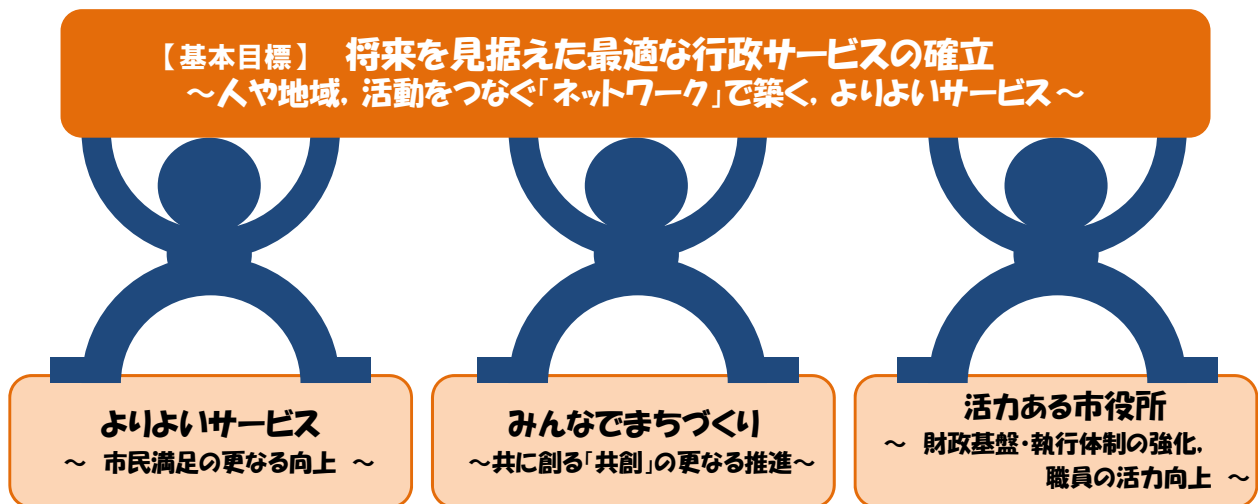


(3) 活力ある市役所 ～ 財政基盤・執行体制の強化, 職員の活力向上 ～

本市の人材, 資金, 施設などの資源配分の最適化や, 職員の活力の維持・向上に継続的に取り組むことで, 常に「市民重視」を基本としながら, 様々な課題や変化に適切に対応し, 将来のまちづくりを見据えた施策・事業を着実に展開することができる「活力ある市役所」の確立を推進します。



【「基本目標」の実現に向けた3つの「方向性」】



第3章 改革の「柱」と主な取組

「基本目標」の実現に向けて、大綱に基づく改革を着実に推進するため、大綱の考え方、方向性を具体化する4つの分類（改革の「柱」）を定め、「柱」に位置付ける「主な取組」を始めとして、行政サービス全体の改革に取り組みます。

1 事務事業の継続的改善

社会経済環境や市民ニーズの変化を的確に把握した上で、「社会保障・税番号制度」（マイナンバー）¹²などの新たな制度や、日々発達するICTなどを効果的に活用しながら、市民サービスの更なる向上に向け、事務事業やその実施手法の継続的改善を推進します。

【主な取組】

- 窓口サービスの向上
- 社会保障・税番号制度（マイナンバー）の活用
- 諸証明のコンビニ交付
- 全庁的な業務改善の推進（職員提案制度等）
- 集団健診予約受付のアクセス向上（コールセンター、Web予約受付）
- 情報システムの最適化の推進
- 行政サービスの水準の検討
- 補助金等の整理・合理化
- など

2 市民活力の最大化

限りある経営資源で、高度化・多様化する公共的な課題に的確に対応していくため、「民間でできることは民間に」を基本として、市民や事業者などとの適切な役割分担のもと、行政が担う分野の重点化に取り組むとともに、市民、事業者、地域活動団体、NPO法人、高等教育機関など、それぞれの「強み」を生かした主体的な活動を促進するために必要な支援や仕組みづくりを推進します。

【主な取組】

- まちづくり活動主体¹³の連携・協力の促進
- 地域主体のまちづくりの促進
- 市民活動団体（NPO法人）等の活性化
- 防犯灯のLED化の促進
- 地域自治センターと生涯学習センターの一体的な整備
- 行政サービスにおける公民連携の推進
- 指定管理者制度の推進
- 出資法人等の経営改革の促進
- など

3 行政経営基盤の強化

「市民重視の行政経営」を基本として、将来にわたって市民サービスの維持・向上に取り組んでいくため、資源配分の最適化や内部努力の徹底などによる財政基盤の強化に取り組むとともに、市民の納得性・信頼性を確保する効率的な執行体制の確立や、組織としての知識・技術の継承、職員一人ひとりの能力の向上に取り組み、「市役所の「活力」の維持・向上」を推進します。

【主な取組】

- 市税等の収納対策の推進
- 使用料・手数料の適正化
- 受益と負担の適正化（減免制度の見直し等）
- 新たな公会計制度の導入
- 税外収入の充実（低未利用地の売払い等、有料広告事業、ふるさと応援寄附事業、公共施設における余剰電力の売却、汚泥消化ガスの有効活用等）
- 総人件費の適正化（職員数・給与水準の適正化）
- 職員の人材育成と活力向上
- 適正な事務執行の確保（ガバナンス¹⁵の充実・強化）
- など

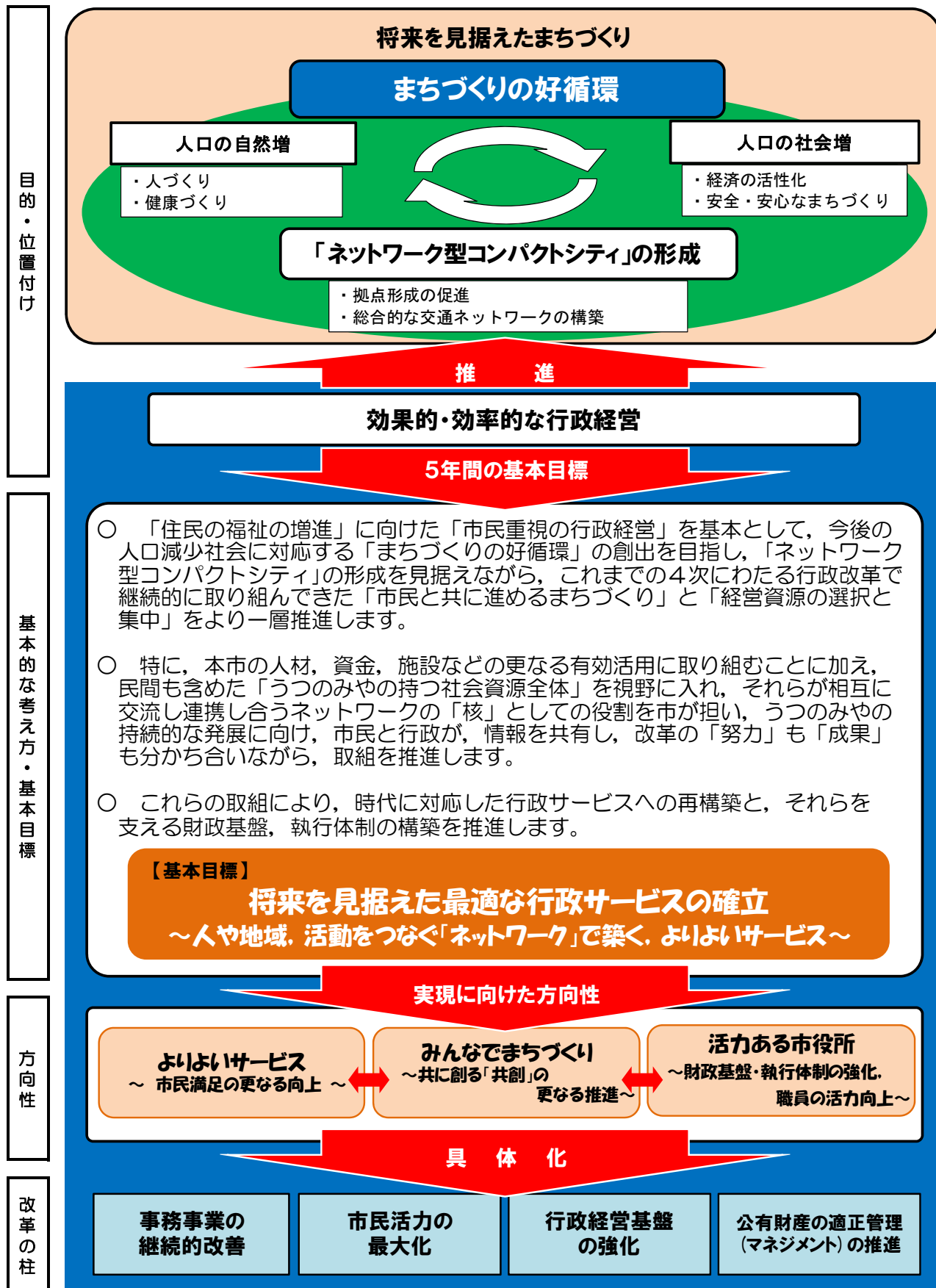
4 公有財産の適正管理（マネジメント）の推進

公共施設の多くが建設から30年以上経過し、今後、維持・管理に係る経費の更なる増加が見込まれることなどから、民間の活動領域の拡大等を踏まえ、「公・民連携」（PPP¹⁶）や「公・公連携」などにより、外部資源の更なる有効活用に積極的に取り組みながら、公共施設等の適正配置（複合・多機能化、統廃合等）、適正管理（長寿命化、維持管理の効率化等）を推進します。

【主な取組】

- 公共施設の適正配置等の推進（複合・多機能化、統廃合等）
- 民間資金を活用した適応支援教室の整備
- し尿処理体制・施設の再構築
- 緑の相談所の在り方の見直し
- 公共施設等の適正管理の推進（公共施設の長寿命化、維持管理の効率化等）
- 市立図書館の管理運営の見直し
- 有償借受地の適正化の推進
- など

【大綱の全体像】



第4章 大綱の着実な推進に向けて

1 「行革プラン」の策定

大綱に基づく改革の着実な推進に向け、大綱の考え方、方向性を具体化する4つの改革の「柱」に基づき、具体的な取組とその実施時期等を定める「行革プラン」（以下「プラン」といいます。）を策定し、全庁を挙げて推進します。

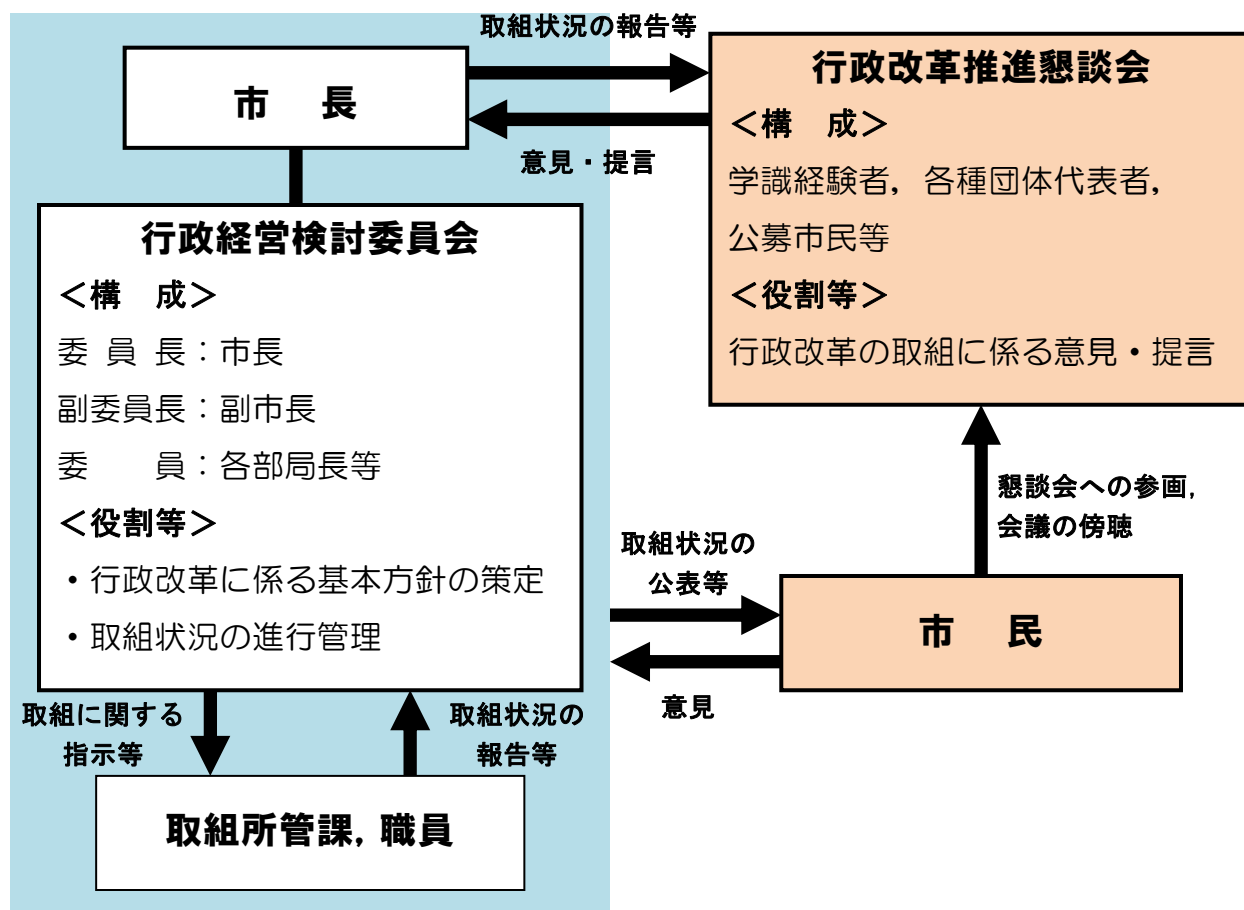
プランの内容は、各取組の進捗や、社会経済環境の変化等を踏まえながら、新規取組の追加など、適宜、見直しを行い、大綱に基づく取組の充実・強化を図ります。

2 推進体制

市長を委員長とし、副市長や各部局長等で構成する「行政経営検討委員会」が、プランに基づく取組状況を進行管理します。

また、取組状況は、外部有識者や公募市民などで構成する「行政改革推進懇談会」に報告し、意見を聴取するとともに、広報紙等を通じて、市民の皆さんにもお知らせし、幅広く御意見をいただきながら、取組を進めます。

【推進体制】



1 第5次行政改革大綱策定経過

年 月	取 組 内 容
平成26年 3月～	第4次行政改革の取組を総括，大綱の策定を開始
平成26年 5月	第1回行政改革大綱策定懇談会（第4次行政改革の成果等）
平成26年 8月	第2回行政改革大綱策定懇談会（大綱の基本的な考え方等）
平成26年10月	第3回行政改革大綱策定懇談会（大綱に基づく具体的な取組）
平成26年11月	第4回行政改革大綱策定懇談会（懇談会の「提言書」調製）
〃	行政改革大綱策定懇談会からの「提言書」提出
平成26年12月	「第5次宇都宮市行政改革大綱」（素案）策定
平成27年 1月～	「パブリックコメント」の実施
平成27年 2月	第5回行政改革大綱策定懇談会（大綱（案）等）
平成27年 3月	「第5次宇都宮市行政改革大綱」策定，公表

【懇談会の様子】



【市長への「提言書」提出】



2 行政改革大綱策定懇談会の概要

(1) 委員名簿（五十音順，敬称略）

区分	氏 名	役 職 名 等
学識経験者	荒 木 宏	作新学院大学 経営学部 教授
	菊 池 昌 彦	株式会社とちぎテレビ 常務取締役放送本部長
	菅 原 裕 志	株式会社足利銀行 地域振興部 地域振興グループ 審議役
	○ 遠 井 洋 子	税理士
	◎ 中 村 祐 司	宇都宮大学 国際学部 教授
	横 尾 昇 剛	宇都宮大学大学院 工学研究科 准教授
各種団体の代表者等	稲 野 秀 孝	一般社団法人宇都宮市医師会 会長
	井 原 昌 代	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房 理事
	岡 地 和 男	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会 常務理事
	金 枝 右 子	宇都宮市女性団体連絡協議会 会長
	川 津 昭 夫	宇都宮市自治会連合会 副会長
	君 島 道 夫	連合栃木宇河地域協議会 事務局次長
	斎 藤 高 藏	宇都宮商工会議所 副会頭
	佐々木 宏 幸	一般社団法人栃木県建築士事務所協会 会長
	仲 山 親 雄	一般社団法人栃木県中小企業診断士会 会長
	吉 田 治	宇都宮市地域まちづくり推進協議会 幹事
公 募	大 竹 秀 樹	公募委員
	菅 谷 浩	公募委員
	目 黒 雅 結	公募委員

※「◎」は会長，「○」は副会長

(2) 行政改革大綱策定懇談会「宇都宮市の行政改革に対する提言書」(要旨)

1 行政改革のこれまでの評価と今後のあり方について

- 宇都宮市においては、「経営資源の選択と集中」,「市民と共に進めるまちづくり」による「市民重視」の行政改革に継続的に取り組み,これまでも成果を上げていると評価している。
- 人口減少社会の到来や,少子・超高齢化の進行,都市間競争の激化など,社会経済環境が大きく変化する中,宇都宮市においては,改めて行政改革を「うつのみやをさらに発展させていくために取り組むもの」と定義し,市民,事業者,地域団体,NPO法人などの「多様な主体」やそれらの「活動」,「人材」,様々な資源や特色・機能を持つ「地域」,民間の「ストックや資金,ノウハウ」など,「うつのみやが持つ社会資源全体」を視野に入れ,それらを「輝かせる」ための改革に取り組む必要がある。

2 改革の基本的な方向性について

- 「うつのみやの更なる発展」を支えていくためには,行政・民間を合わせた多様な主体が持つ人材,ノウハウ,資金,すなわち「うつのみやが持つ社会資源全体」が,世代や地域,分野を超えて,相互に交流し連携し合う「多角的・多面的なネットワーク」を築き,市が「核」としての役割を担いながら,あらゆる社会資源全体を「輝かせる」ことが必要であり,「長期的」な視点も踏まえながら,そのための「仕組みづくり」にも速やかに取り組まれない。
- 将来にわたって「市民満足の向上」を実現していくためには,行政と多様な主体との「適切な役割分担」を踏まえながら,「資源配分の最適化」に取り組んでいく必要がある,すなわち,それは,「市民重視」の前提のもと,社会経済環境や市民ニーズを踏まえながら,「一律から集中」,「公から民」,「現金給付から事業給付」など,サービス提供や経営資源の投入を「シフト」させていくことであり,それらを通じて,時代の変化に対応した「最適なサービス」を不断に希求することである。
- 「多様な主体との交流・連携によるまちづくり」や「最適なサービスの確立」に取り組む過程では,一時的に,市民と行政が「痛み」を共有し,共に「努力」しなければならない場面が生じることもあるが,その前提として市には,市民の納得・共感を得るための努力が当然に求められる。

3 求められる取組について

○ 「多様な人材の活用」について

「市民と共に進めるまちづくり」を実現する上では、宇都宮市に立地する数多くの高等教育機関が存在感を発揮することが考えられるところであり、市民の「活力」と行政の「公共性」に、大学などの「専門性」が加わることで、より効果的なまちづくりが期待できる。

○ 「民間活力の更なる活用」について

民間活力の活用により、「雇用の創出」、「税収の増加」など地域経済の好循環が期待できるため、民間と行政の特性を意識しながら、それぞれが担うべき役割をより一層明確にした上で、今後とも、民間活力を積極的に活用すべきである。

○ 「公共施設のマネジメント」について

今後、公共施設の維持管理経費の増大が予想されることから、将来のまちづくりを見据えた「施設の適正配置」や、高機能化・多機能化に向けた「施設の再編・統廃合」、施設の長寿命化による「ライフサイクルコストの低廉化・平準化」などにより一層取り組む必要がある。

○ 「ＩＣＴ（情報通信技術）の活用」について

市民の利便性と内部事務の効率性の両立に向けて、「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」などの新たな「仕組み」の活用や、既存の事務事業におけるＩＣＴ導入の水平展開を積極的に進めるべきである。

○ 「市政情報の発信」について

市民満足度の更なる向上に向けては、行政の取組に対する市民の関心を高めることが重要であり、市政がより身近に感じられるよう、あらゆる場面で、行政は「わかりやすく」、「丁寧に」伝えるよう、更に努力するべきである。

3 用語集

共創¹

市民と行政が「パートナー」として、課題認識を共有し、まちづくりを共に進める（共に創^{つく}る）姿として、「第4次宇都宮市行政改革大綱」（平成22年3月策定）の「基本目標」に掲げるもの（造語）

指定管理者制度²

市民の福祉の増進に向けて市等が設置する「公の施設」（体育館、美術館、老人福祉センターなど）について、その「サービス向上」と「経費縮減」を図ることを目的として、株式会社などの民間活力を活用し、施設の管理運営を包括的に代行させる制度

2025年問題³

第1次ベビーブームに出生した、いわゆる「団塊世代」が、2025年（平成37年）に後期高齢者（75歳以上）に到達し、医療、介護、福祉サービスなどの社会保障の持続性が懸念される問題

ライフサイクルコスト⁴（Life Cycle Cost（LCC））

建築物のライフサイクル、すなわち、企画・設計、施工から、竣工後の維持管理、修繕、廃止後の解体・処分に至るまでに係る費用の総額

地方創生⁵

我が国が直面する人口減少・少子超高齢化という大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした魅力あふれる地方を創生することで、自律的で持続的な社会を目指す国の取組であり、関係法令の整備や担当大臣の設置など、現在、政府を挙げた取組を展開

広域連携⁶

単独の地方公共団体（市町村など）が実施することに比べ、共同で実施することで効率的な執行が期待できる、ごみ処理や消防・救急、住民票の交付、公共施設の整備などの事務について、「事務の委託」や「一部事務組合」などの手法により、複数の地方公共団体が共同で処理する仕組み

地方中枢拠点都市⁷

人口減少・少子超高齢社会にあっても、地域経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにすることを目的として、国が推進する取組であり、人口規模などの一定要件を満たした中心となる都市（政令指定都市、中核市など）と周辺の自治体が一つの圏域を構成し、連携しながら、圏域全体の活性化を図るもの

事務・権限の移譲⁸

これまで国や都道府県が担ってきた事務・権限を、住民により身近な市などの基礎自治体に移し、地域の実情や特性などに応じて、自主的・自立的にサービスを提供できるようにする取組

義務付け・枠付けの見直し⁹

国が法令等で全国一律の基準やルールを示し、実際に事務を担う市などに従うよう義務付ける、いわゆる「義務付け・枠付け」を見直し、市などが、地域の実情に応じて自らの裁量で判断し、決定できるようにする取組

任用形態の多様化¹⁰

任用期間に定めのない正規職員に加え、任用期間に定めのある任期付職員や再任用職員、非常勤嘱託員、臨時職員など、様々な任用形態の職員がそれぞれの役割と職責に応じた業務を担うことで執行体制を構成する状態

ネットワーク型コンパクトシティ¹¹

本市の中心市街地と各地域の既存コミュニティなどに地域特性を踏まえた各種の都市機能が集積した拠点を形成（拠点化）し、拠点間を交通ネットワークにより連携・補完（ネットワーク化）していくことで、コンパクトなエリアにおいて、日常生活に必要な機能が充足でき、市民生活の質や、都市としての価値・活力を高めることのできる、将来の人口規模・構造や都市活動に見合った都市空間形成の考え方

社会保障・税番号制度（マイナンバー）¹²

住民票を有する全ての人に、1人1つ、12桁の番号（マイナンバー）を付して、社会保障、税、災害対策などの分野で、複数の行政機関に存在する個人の情報が同一の情報であることを確認し、それらを効果的に活用する制度であり、国民の利便性向上、行政の効率化に資するもの（平成27年10月から順次開始予定）

まちづくり活動主体¹³

市民や、自治会を始めとする地域活動団体、NPO法人・ボランティア団体等の非営利活動団体、事業者など、まちづくりを担う様々な主体

減免制度¹⁴

住民税や固定資産税などの市税、体育施設や文化施設などの公共施設の使用料、諸証明の発行などに係る手数料など、市等が賦課・徴収する様々な税や料金について、それぞれに定める要件に合致する場合において、その全部又は一部を減じ免除する制度

ガバナンス¹⁵

組織における目標の達成、規範の遵守に向けた組織統治の機能（管理・監督機能）であり、経営理念や、会議・決裁等の意思決定のシステム、文書・備品の取扱い等の日常的業務の取決め、監査を始めとするモニタリングの仕組みなど、組織に関与するもの全員が守るべきルールやそのための仕組みなど

PPP¹⁶ (Public Private Partnership)

市等が行う公共サービスの提供や公共施設の整備について、計画段階から、民間企業等と連携し、ノウハウと資金を出し合いながら実施するものであり、PFI（Private Finance Initiative、民間資金を活用した施設整備・運営等）や指定管理制度（前述）を始めとする「公」と「民」との連携による事業の総称

宇都宮市 行政経営部 行政改革課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

電 話：028-632-2036

ファックス：028-632-5425

Eメール：u05000700@city.utsunomiya.tochigi.jp